地 域 再 生 計 画

１　地域再生計画の名称

漁獲物輸送の合理化による水産物供給の安定化・作業の安全性向上計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

３　地域再生計画の区域

南松浦郡新上五島町の区域の一部

（青方港（地方港湾）、上五島漁港（第 2 種漁港）、岩瀬浦漁港（第 2 種漁港））

長崎市の区域の一部

（野母漁港（第 2 種漁港）、樺島漁港（第 2 種漁港））

４　地域再生計画の目標

・地域及び港の概要

新上五島町は、長崎県五島列島の北部、本土の佐世保港から西に約 60km の距離に位置し、中通島と若松島を中心とする 7 つの有人島と 60 の無人島から構成され、平成 16 年 3 月に当時の５町（上五島町、有川町、新魚目町、奈良尾町、若松町）の合併により誕生した町である。総面積は約 213ｋｍ2 で、地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、東は五島灘、西は東シナ海に面している。様々な表情を持つ海と急峻な山々が織りなす景観は上五島の特徴であり、海と山の豊かな自然を要する新上五島町は、その大部分が西海国立公園に指定されている。

当地域は、黒潮本流から分岐して北上する対馬暖流と五島列島付近にできる沿岸流により、アジ・サバ類、ヨコワ、スルメイカ等の回遊が多く、西日本有数の好漁場を有していることから、昔より捕鯨、定置網、まき網、養殖等の水産業を中心に栄え、現在も水産業は上五島の基幹産業となっている。

歴史文化的には、キリシタン、遣唐使、捕鯨等の独特な歴史に彩られており、特に島内各地にあるカトリック教会は、清楚で独特な雰囲気を醸し出しており、頭ヶ島の集落は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界遺産候補となっている。

長崎市は、平成 16 年 8 月に当時の 6 町（香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町）を編入、平成 18 年 1 月に琴海町を編入し現在の長崎市となっており、野母漁港、樺島漁港がある野母崎地区は、九州本土の最西南端、長崎半島の先端に位置し、年間平均気温が 18℃という四季を通じて温暖で、亜熱帯性の植物が生息す

る風光明媚な場所である。
当地域は、東に天草灘、西に五島灘という天然の好漁場を持ち、アジ、イワシを主体としたいりこ加工や長崎特産で日本三大珍味と称される「からすみ」の原料となるボラの好漁場も有しており、周辺海域で操業する各種漁船の休けいや避難場所としても賑わいを見せ、古くから水産業を生業としてきた。
このような中で、海上輸送拠点･水産物生産拠点である青方港や、漁船の根拠地としての役割を担う上五島漁港、岩瀬浦漁港、野母漁港及び樺島漁港は、地域の水産業を支える重要な基地となっている。
青方港は五島列島の中通島西岸に位置し、水産生産拠点として中心的な役割を担っており、荷捌所や冷蔵所がある大曽地区で水揚げを行い、漁獲物を島外へ出荷するため、フェリー発着岸壁がある相河地区（博多方面）や、奈良尾漁港（長崎方面）へ陸上輸送する。しかしながら、幹線道路までのルートは、狭隘かつ屈曲部が多く視認性が悪い既存道路が１つしかなく、フェリー発着岸壁に通じる臨港道路には築 30 年が経過した橋梁があることから、トラックを主とする漁業関連車両の通行に際しては、十分な安全性が確保されているとは言い難く、円滑な移動･輸送に支障を来たしており、さらに当該道路は地区の生活道路でもあるため、高齢者及び児童をはじめ地区住民の歩行の安全性が危惧されるなど、狭隘な既存道路は地区住民の不安要素となっている。
また、上五島漁港及び岩瀬浦漁港は、同じく五島列島の中通島に位置し、近隣に好漁場を有し、一本釣り、延縄漁、刺網漁などの沿岸漁業の根拠地としての役割を果たしており、特に上五島漁港は、青方港に隣接するという地理的な優位性を備えている。これらの漁港の岸壁や物揚場は、主に休けい用として利用されているが、最近においても、近隣漁港で岸壁からの車両転落事故が発生しているなど、安全性の確保が課題となっている。
一方、長崎地区の野母漁港、樺島漁港においては、つくり育てる漁業を展開した結果、根付いたアジを「野母んあじ」としてブランド化し、活魚で販売することに成功しているとともに、朝市などの開催による地元の集客も増えている。このような中、両漁港における施設整備は概成しているが、漁業関連車両のみならず、一般利用者による不慮の転落事故なども懸念されるため、漁港施設におけるより一層の安全確保が急務となっている。
以上のように青方港、上五島漁港、岩瀬浦漁港、野母漁港及び樺島漁港については、漁業活動における効率性・安全性が十分に確保されていない状況にあり、青方港は、漁業関連車両の円滑・安全な交通環境を満足する道路整備、上五島漁港、岩瀬浦漁港、野母漁港及び樺島漁港は、漁業関連車両の安全な作業環境を確保する岸壁等の改良が求められている。
長崎魚市場に上場される水産物は主に五島列島及び長崎地域に立地する港湾、漁港を基地港とする漁船で漁獲されており、水産業において内地と離島地域との連携は欠かせないものとなっている。前述した要請に基づき、各港を一体的に整備することで漁獲物の輸送合理化を図るとともに、消費・嗜好傾向に応じた魚種の出荷の強化やブランド化がなされれば、県都に所在する長崎魚市場に水産物を集約し販路を拡大する

ほか、九州各地はもとより大消費地である福岡、関西、関東方面への出荷増が可能となり、更なる水産業の振興が図られる。

上五島から長崎地区までの一連の整備は、漁業活動の安全性を広範囲にわたって高めるものであり、高齢漁業者や女性がより長く就業できる労働環境を築くことで水産物の安定供給に繋がるものである。

青方港大曽地区では、離島漁業再生支援交付金を活用して整備したカキ小屋を利用して、地元鮮魚・加工品等の情報発信に努めている等、イベント活動も年々増加し活発化しており、これらは青方港の地理的利便性を有効に利用したものである。当地区には、町内に点在する教会群の世界遺産候補に関連する大曽教会(県指定有形文化財)があるが、ここに至るにも、先に述べた狭隘な道路を通行しなければならない。

また、野母漁港、樺島漁港では、周辺港湾・漁港の漁業就業者が所属する野母崎三和漁協が主体となって活魚センターを設置し、そこで朝市や魚祭りなどのイベントも多く開催することで、当地区への誘客を推進し、都市との交流拡大を図っている。さらに、地区内に温泉が発掘されたことから、宿泊施設を備えたリフレッシュスポットが整備され、漁港直送の新鮮な魚介類を提供することで好評を得ており、地域の活性化に大きく寄与している。

今回の整備は、単に港湾や漁港を利用する車両の安全性の確保のみならず、観光地としての整備やイベントの開催等による観光客の誘致など、地域の観光と水産業の連携による地域振興が図られることとなる。

（目標 1）上五島産漁獲物の販路拡大（福岡方面への出荷量増）

230t/年(H23)→300ｔ/年(H27)→300ｔ/年（R2)

（目標 2）係留施設の安全性向上による利用漁船数の減少率の改善（5 年間での減少率)

4%(H18～H22)→4%以下(H27～R2)　　対象漁港:上五島、岩瀬浦、野母及び樺島漁港

５．地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

青方港は、新たな道路の整備、既存橋梁の改良を行い、漁業関連車両の通行を円滑・安全なものにし、水産業振興とともに生活環境を向上させる生活道路としての機能を果たす。

上五島漁港、岩瀬浦漁港、野母漁港及び樺島漁港では、岸壁等を改良し、利用者の安全性を向上させる。

５－２　特定政策課題に関する事項

該当なし。

５－３　第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類と事業主体]

・港湾施設(青方港)　　長崎県

・漁港施設(上五島漁港、岩瀬浦漁港、野母漁港、樺島漁港)　　長崎県

［事業期間］
・港湾施設　　平成 26 年度～令和 2 年度
・漁港施設　　平成 26 年度～平成 30 年度
［整備量］
・港湾施設　　臨港交通施設
・漁港施設　　係留施設
［事業費］
・総事業費　　1,227,500 千円
・港湾施設　　1,152,500 千円（うち交付金 691,500 千円）
・漁港施設　　　　75,000 千円（うち交付金　40,600 千円）

［事業が先導的なものであると認められる理由］

港湾施設（青方港）は、長崎県国土強靭化地域計画に基づき実施するものである。

５－４　その他の事業

① 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業(新上五島町)
・町道今里小浜線及び町道小浜三本松線の道路改良
上五島漁港から海岸沿いを通り幹線道路に結ぶ道路の改良であり、漁港と幹線道路とのアクセスの向上を図る。

② 社会資本整備交付金事業(新上五島町)
・町道浜ノ浦道土井線の道路改良
上五島漁港から山中を通り、直線的に幹線道路に結ぶ道路の改良であり、漁港と幹線道路とのアクセスの向上を図る。

③離島漁業再生支援交付金事業(新上五島町　上五島地区漁業集落)
アワビ・サザエ等の種苗放流、ウニ・ヒトデ駆除等の藻場・干潟の管理改善、イカ柴等の産卵場の整備などを実施し、青方港を含む海域に面する漁業集落における漁業の活性化を図る。

③ 特定漁港漁場整備事業(長崎県)
漁礁や増殖場等を設置する漁場整備を行い、沿岸域の水産物生産性の増大を図る。地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域力の向上と○○海、魅力再発見」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

６　計画期間

平成 26 年度～令和 2 年度（7 カ年）

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、利用が平準化した後に、４に示す数値目標に照らし状況を調査し、あわせて、本計画全体についても事業効果の発現状況を評価し、ホームページ等で公表する。